

1の三項目が協議されました。報告事項として、新町将来構想アンケートの結果などについて事務局から説明がありました。

協議結果の概要

◆新町の名称

▼新町の名称は、一月下旬に実施した新町将来構想アンケートで町制の意向を確認し

た結果、46・4%が「よい」と答えており「町制」とすることを確認しました。また次のことが決まりました。

▼募集は法定協議会で行うことに。

▼応募要項と選定基準は一歩修正して決定しました。

▼募集後の選定方法は、法定協議会で十程度に絞った上で、住民意向調査を実施。同協議会で最終決定する方式を

確認しました。

▼記念品など（新町の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選で十人以上に記念品を贈呈）は幹事会で決定することとし、四月下旬に開催される任意合併協議会で詳しく内容が報告されます。

◆事務所の位置

▼事務所の位置は、分庁方

式でA庁舎（主たる事務所）に管理部門、B庁舎に現業部門（図1）を配置することで決定しました。具体的な組織については、協定事項14の「事務組織及び機構の取り扱い」で協議されます。

報告事項

◆郡の取り扱い
▼郡の取り扱いは、事務局で趣旨などを説明し、継続協議となりました。

◆アンケートの結果について

▼新町将来構想アンケートの結果とフリーアンサーの公表は「協議会だより」や「ホームページ」などで行います。

届け出、忘れずに

「転出するんだけど、どういったものを持っていけばいいのだろう」などと、役場に行くとき悩んだことはありませんか？

四月は入学、就職シーズンです。役場で手続きをするときに必要なものは……。さあ、出掛ける前にチェックしてみましょう。

◆普代村から引っ越して行く人は

引っ越すまでに転出届け出をしてください。必要なものは、▽印鑑 △国民健康保険証（加入している方）▽印鑑登録手帳（登録している方）▽乳幼児・妊産婦・重度心身障害者・母子家庭医療受給者証

（交付されている方）

◆普代村に引っ越して来たら

十四日以内に転入届を提出してください。必要なものは、▽印鑑 △転出証明書（引越し前の市町村で発行）▽国民健康保険証（家族に国保の方がいるとき）▽年金手帳（国民年金に加入している方）

◆村内で住所を変えたときは

十四日以内に届け出が必要ですが、必要なものは、▽印鑑（届け出のもの）▽国民健康保険証（加入している方）▽年金証書（受給している方）▽乳幼児医療受給者証 △乳幼児

◆郡の取り扱い

▼郡の取り扱いは、事務局で趣旨などを説明し、継続協議となりました。

報告事項

◆アンケートの結果について

▼新町将来構想アンケートの結果とフリーアンサーの公表は「協議会だより」や「ホームページ」などで行います。

◆世帯主が変わったら

▽印鑑 △国民健康保険証（加入している方）

◆印鑑を登録するとき

▽登録する印鑑 △写真入り証明書（免許証やパスポートなど）

◆保険証を分けてもらいたいときは

修学のため親元を離れたり、出稼ぎや長期の旅行に行くときなど、保険証を分けてもらいたいときは、手続きをすれば別の保険証を作ります。届け出には、印鑑、保険証、学生の場合は四月一日以降の在学証明書が必要です。

詳しくは役場住民課（☎352113直通）へ問い合わせてください。

・事務所の位置は、分庁方式でA庁舎（主たる事務所）に管理部門、B庁舎に現業部門

